

第18回富士山世界文化遺産協議会作業部会の会議開催に代わる意見照会における  
提出された意見

## 意見照会事項

- (1) 利用者負担制度について
- (2) 来訪者管理戦略における次期計画期間の指標・水準及び対策について
- (3) 包括的保存管理計画の改定について
- (4) 富士山南麓における送電設備建替計画について

## 提出された意見の要旨

(1) 利用者負担制度について	
意見の要旨	事務局対応等
(静岡県側委員) ・全員からの徴収（義務化）に賛成。2000円が妥当（保存管理と登山者数の制限の為）。	・今後、利用者負担専門委員会の助言を受けながら、義務化に向けた骨子案の作成を進める予定です。
(静岡県側委員) ・割引制度として、中学生以下への導入を提案。 (中学生以下は家族・団体で登るため、その単位での負担軽減のため)	
(山梨県側委員) ・安全対策には多額の経費が必要になるため、早く義務化すべき。対象は利用者全員とし、効率良く徴収すべき。	
(山梨県側委員) ・新型コロナウイルスへの対応を含めた安全対策に係る事業計画とその費用を示した上で、全ての方にご負担頂くことは合理性がある。また、発電機による電力確保は環境負荷が大きいので、これに代わる環境整備への充当も検討すべき。金額は必要な費用をベースに算出すべき。	
(山梨県側委員) ・五合目から先に立ち入る来訪者を対象とし、五合目までの観光客は麓の構成資産を巡る来訪者と同様対象外とすべき。	
(山梨県側委員) ・富士山は、五合目以上が遺産ではなく麓から遺産のため、五合目までの観光客にも負担してもらわなければならない。金額は1,000円ではなく、500円位にして全員から徴収すべき。	
(静岡県側委員) ・徴収に人件費を割くべきではないので、5合目に電子決済の機器を設置することを提案。5合目の人件費は最低限に留めるべき。	・静岡県では、協力金受付業務の電子決済の導入に向けた検討を進めております。
(2) 来訪者管理戦略における次期計画期間の指標・水準及び対策について	
(静岡県側委員) ・資料3「2 指標・水準の評価」について、「(1) 指標」の本文中「大きな事情の変化はなく」とあるが、コロナ禍における今夏の富士山閉山は「大きな事情の変化」であることから、見直しが必要と考えます。	・来夏に向けた富士登山の在り方については、国、静岡・山梨両県、地元市町村、山小屋関係者等で構成される富士山における「適正利用推進協議会」の検討課題としていく予定であり、その検討結果を本計画にどう反映していくかについては、今後関係者の意見を聴きながら進めていきます。
(静岡県側委員) ・資料3-2「『望ましい富士登山の在り方』の実現に向けた現状分析と対策」について、最下段の「対策(案)」について、ウィズコロナ、アフターコロナの後の新しい生活様式を踏まえ、登山者数の抑制策の検討の追加など踏み込みが必要と考えます。	
(静岡県側委員) ・資料3-2下段「登山の安全性・快適性の確保」に、新型コロナなどの感染症対策にかかる項目（記載）を検討したかどうか。	
(山梨県側委員) ・新型コロナウイルス感染防止のため、3密が生じる山小屋宿泊への対策を検討すべき。	

<p>(静岡県側委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県側の利用促進のための施策を要望したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県では、「仰ぎ見る富士山」をコンセプトに富士山観光を推進します。</li> <li>・当協議会作成の山麓の構成資産のアクセス方法を記載したアクセスガイドマップ（世界遺産巡り 全25の構成資産アクセス&amp;ガイド）の観光案内所等への設置を継続してご願ひし（平成31年度日本語版24,000部印刷）、山麓の周遊を促進します。</li> <li>・また、環境省設置予定の富士須走ロインフォメーションセンターが設置され次第アクセスガイドマップに掲載し周知します。</li> </ul>
<p>(静岡県側委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山小屋での宿泊・休憩は、当然だが、御来光の時間帯の混雑を軽減させるためのアイデアも必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑予想カレンダーチラシを配布、HPでの紹介を継続するとともに、今年度新たに混雑緩和のための動画を作成予定です。</li> </ul>
<p>(山梨県側委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績と水準の乖離幅が大きく、目標の下方修正が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年に高い目標水準を設定し取組期間が2年のみということもあり達成できていないが、対策を強化・改善しながら次期計画期間も継続して取り組んでまいります。</li> </ul>
<p>(3) 包括的保存管理計画の改定について</p>	
<p>(静岡県側委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用混雑が目立つのは吉田口、富士宮口であり、マイカー規制は妥当。より分散されるための施策として、須走口のマイカー規制はやめて頂きたい。計画には含まれないかもしれないが、行政での対応を要望。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・須走口登山道のマイカー規制については、関係者による富士山須走口適正利用推進協議会において毎年度協議されていると承知しています。</li> </ul>
<p>(静岡県側委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉田口の鉄道導入は、検証を要するとあるが、仮に鉄道を検証のためにひいて、そのまま成し崩し的に導入する可能性があるのではないか。文化的側面を重視するのであれば、鉄道導入は早い段階で中止すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘箇所は、資料4-2「包括的保存管理計画の主な改定ポイント」10頁、新たな交通システムのあり方の検討の記載がありますが、同箇所に記載の「検証」とは、鉄道を設置したうえで検証することではなく、様々な交通システムを想定検証し、その検証結果（成果）を基本構想としてまとめることとなります。</li> </ul>
<p>(4) 富士山南麓における送電設備建替計画について</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見なし</li> </ul>	<p>—</p>